

治療用装具の支給基準

治療上の必要があって医師により治療用装具の作製を指示された場合は、療養費を請求できます。

治療用装具は、国の基準によって価格や耐用年数が定められています。

また、医師に装具の製作を薦められた場合でも、健保の判断により、療養費の給付対象とならないことがあります。

【支給の対象となるもの】

疾病または負傷の治療遂行上必要なもの

- ・関節用装具
- ・コルセット
- ・弾性着衣
- ・小児の治療用眼鏡
- ・症状固定前に使用するもの

【支給の対象とならないもの】

日常生活や職業上の必要性によるもの、美容の目的で使用されるもの

- ・補聴器
- ・マウスピース
- ・松葉杖
- ・洗い替え等日常生活の利便性(屋内・屋外用や昼・夜用など)のためのもの
※治療用装具の支給は、1 種目につき 1 個と定められています。
- ・支給対象と認められる既製品以外の、一般流通している市販品やそれらの加工品
- ・症状固定後に使用するもの(市区町村の福祉制度の対象になります)

(1)治療用装具(コルセット)をつくったとき

保険医が治療上必要と認めて、医師の指示により関節用装具、コルセット、義眼、練習用の仮義足を装具製作者が作成した場合は療養費の支給対象となります。

ただし、健保で支払う療養費はあくまでも治療の為の装具で、治療を目的としない症状固定後の装具は給付の対象外です。

◎提出書類

- ・療養費支給申請書(治療用装具等)
- ・購入した治療用装具の写真
(装具画像貼付台紙に、作成した装具を装着した状態で撮影したデータを添付して下さい)
- ・医師の意見書及び装具装着証明書(原本)
- ・領収書(原本)

◎支給額

治療用装具の基準額による金額を上限とし、実際に支払った金額の 7 割(小学校就学前の乳幼児は 8 割、70 歳から 74 歳の高齢受給者は 7～9 割で所得の状況などによる)が給付されます。

◎治療用装具の耐用年数

装具にはそれぞれ年齢別に定める耐用年数があり、耐用年数以内の破損及び故障に関しては、原則として修理または調整を行うことになります。

18 歳未満の装具使用年数

年齢	使用年数
0 歳	4 ヶ月
1～2 歳	6 ヶ月
3～5 歳	10 ヶ月
6～14 歳	1 年
15～17 歳	1 年 6 ヶ月

◎請求権の時効

2 年(時効の起算日:治療用装具の費用を支払った日の翌日)

(2)小児弱視等の治療用眼鏡(眼鏡、コンタクトレンズ)をつくったとき

9 歳未満の小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療に必要であると医師が判断して処方した、眼鏡及びコンタクトレンズが支給対象となります。

斜視の矯正等に用いるアイパッチ及びフレネル膜プリズムについては支給対象外です。

◎提出書類

- ・療養費支給申請書(治療用装具等)
- ・治療用眼鏡等作成指示書(原本)
- ・領収書(原本)

◎支給額

治療用装具の基準額による金額を上限とし、実際支払った金額の 7 割(小学校就学前の乳幼児は 8 割)が給付されます。

適応	購入上限額(税込)	
	令和 6 年 3 月 31 日までに 作成したもの	令和 6 年 4 月 1 日以降に 作成したもの
眼鏡	38,902 円	40,492 円
コンタクトレンズ	16,324 円(1 枚)	13,780 円(1 枚)

対象年齢	治療用眼鏡等の更新
9 歳未満(※1)	0 歳～4 歳: 前回の装着(作成)日(※2)から 1 年以上経過していること 5 歳～8 歳: 前回の装着(作成)日(※2)から 2 年以上経過していること

※1 年齢の基準日: 治療担当した医師が治療用眼鏡等の作成指示書を作成した日付

※2 装着(作成)日: 前回購入した治療用眼鏡等の領収書の日付

◎請求権の時効

2 年(時効の起算日: 治療用眼鏡・コンタクトレンズの費用を支払った日の翌日)

(3)弾性着衣等を購入したとき

リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の治療のために、医師の指示に基づき購入する弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ、弾性包帯が支給対象となります。

◎提出書類

- ・療養費支給申請書(治療用装具等)
- ・弾性着衣等装着指示書(原本)
- ・領収書(原本)

◎支給額

下記の額を上限とし、実際に支払った金額の 7 割(小学校就学前の乳幼児は 8 割、70 歳から 74 歳の高齢受給者は 7～9 割で所得の状況などによる)が給付されます。

適用	購入上限額
弾性ストッキング	28,000 円 (片足用の場合、25,000 円)
弾性スリーブ	16,000 円
弾性グローブ	15,000 円
弾性包帯	上肢 7,000 円 下肢 14,000 円

※弾性包帯は、医師の判断により弾性着衣を使用できないとの指示がある場合に限り支給対象となります。

◎支給限度数と更新

一度に購入する弾性着衣は洗い替えを考慮し、装着部位毎に 2 着までとされています。
また、着衣の更新は前回購入時から 6 ヶ月以上経過している必要があります。

◎請求権の時効

2 年(時効の起算日: 弾性着衣の費用を支払った日の翌日)